

抗告理由書要旨（補足）

本抗告理由書要旨（補足）は、令和7年4月21日付で提出した抗告理由書において、和解・示談から不法行為を推測した東京地裁決定の不当性に関して各論的検証を行った箇所から事例の一部を抜粋・要約したものである（登場人物はすべて仮名である）。

記

第1 訴訟上の和解から推測により不法行為を認定した原決定の判断に関する各論的検証（一部抜粋要約）

1 甲F100号証「山田花子」について

(1) 前提状況

抗告人世界平和統一家庭連合の元信者山田花子による民事訴訟（「山田事件」）は一審で被告（抗告人）側が全面勝訴し、控訴審で訴訟上の和解により終了している（甲F100号証）。しかし、原決定は、山田事件を含めて不法行為が推測・認定できるとしている。抗告人の全面勝訴判決と和解調書から不法行為を推測するなど異常というほかない。

(2) 山田事件の特徴

山田事件で特筆すべき事情は、原告側が行った虚偽主張及び証拠捏造を明らかにすることができたことである。その結果、一審判決では、これら原告が行う主張に信用性がないと判断されている。

ア いわゆる「因縁トーク」の主張の虚偽性

全国弁連所属弁護士においては、信者が真摯な信仰心に基づいて行った献金について、殊更に「先祖の因縁」等をもって畏怖誤信させられた（本件問題状況②の態様）とする主張を行うことを常習としているものである。

例えば、本件原審で証人尋問を実施したAにおいては、Aの陳述書（甲H18）で違法な献金勧誘行為の主張の柱となっていた「娘のうつ病等の精神病の悩み」という事情が虚偽であり、本件問題状況の①も②も存在しないことが判明しているが、山田事件においても、A案件と同様な家族の病気を偽る虚偽主張が行われていた。即ち、山田の代理人らは、山田が平成19年に「念書」（信仰に基づき自分の意思で献金をしてきたことを確認したもの）を作成した理由について、同事件の個人被告とされた鈴木という信者に「夫の癌」について言及されて脅され、「これまでの鈴木さんの発言から、献金したものを取り返そうという気持ちを一切捨てなければ、先祖の因縁により悪事が起きるであろうと考え」たために恐怖し、「逆らうことができずに念書に署名をした」と主張していた。しかし、山田が付けていたノート（「山田ノート」）の記載によれば、同人の夫が癌に罹患して手術を受けたのは、上記念書作成日より3年後の平成21年であった。この前後矛盾について、反対尋問で追及された山田は、困り果てて支離滅裂な供述をした。これを受け、一審の東京地裁判決は、「念書作成時の平成19年4月に原告の夫のがんの話がでることはあり得ないといわざるを得ず、そうすると、被告鈴木が上記発言をしたとの原告の供述は虚偽又は誤認に基づくものである可能性が極めて高いものである。」と判示し、山田の虚偽主張を斥けた。

このように、山田事件においても、A案件と同様、本件問題状況の①及び②の存在自体が意図的に作出された虚偽であることが判明している。

イ 証拠の捏造

山田事件では、単なる虚偽主張に留まらず多数の証拠捏造が行わ

れたことが判明しているので、一例を紹介する。

山田の代理人は、キャッシング取引履歴に記載された「天一国摂理」というメモを根拠に、当該出捐が献金であるとの主張を行っていた。しかし、他方で、山田ノートには、同年月日の同額の支出につき「生活ヒ」と書かれていた。山田の代理人ら提出の証拠説明書によれば、山田ノートの作成は2010年ころであり、上記取引履歴の作成は2014年とのことであった。即ち、既に「生活ヒ」というノート上のメモが存在していたにもかかわらず、代理人弁護士らはこの客観的証拠に気付かず、山田をして裁判用に上記取引履歴に虚偽のメモを書かせる実に悪質な手口を弄していたのである。

上記以外にも証拠の捏造が疑われるものは複数存在することが判明していたことから、東京地裁判決は、山田によるその他のメモ全体の信用性を否定し、被告（本件抗告人世界平和統一家庭連合）側全面勝訴となった。

(3) 本件問題状況の①が存在しないこと

上記の通り、山田は「困難な事情」として夫の癌の存在を主張したが、これと先祖の因縁を結びつけた同人の主張は虚偽であることが上記東京地裁判決で認定されており、本件問題状況の①の事実は存在しない。

(4) 本件問題状況の②が存在しないこと

上記東京地裁判決は、山田が「信仰に基づき、その教義に従い、又はその活動に賛同して、多額の献金等をするに至ったものと認められる。そうすると、本件においては、明らかに社会的相当性を欠くような悪質な勧誘行為が行われたとは認められ(ない)」として、「(山田)による被告家庭連合に対する熱心かつ積極的な信仰の帰結が上記の献金等の額」であると判示している。

したがって、山田の献金につき、本件問題状況の②（「先祖の因縁」等をもって畏怖誤信させられた）など一切ない。

(5) 本件問題状況の③が存在しないこと

上記東京地裁判決は、山田の「献金の原資についても、そのほとんどを原告自らが管理していた預金等から支出していたものであって、原告の活動により第三者に対して迷惑をかけたものでもない」と判示しており、「本人や近親者等の生活の維持に重大な支障が生ずる献金」などなく、本件問題状況の③は存在しない。

(6) 示談の経緯，不法行為推測の誤り

山田は8050万1300円の支払いを求めて訴訟提起し、上記の通り、一審の東京地裁判決は請求を全部棄却し、被告（抗告人ら）側が全面勝訴した。一審で本人・証人尋問が終了した後、判決前に、裁判所による和解勧誘があった。これを受け、被告（抗告人ら）側は解決金1000万円（献金の一部返金の趣旨）での和解ならば応じるとの意向を伝えたが、山田側がこれを拒否し、判決に至った。即ち、山田事件のように、判決となった場合に抗告人の全面勝訴が見込まれるケースであっても、抗告人が和解を選択する場合などいくらでもあるのである。同事件を見ても、原決定が和解をもって一律に不法行為を推測したことが如何に不合理であり不当であるかは明らかである。

抗告人が一審においても裁判所の和解勧誘に応じた理由は概ね2点ある。1つは、裁判所の和解勧誘があったことである。もう1つの理由は、抗告人が山田の心身を案じたことによるものである。即ち、山田は夫からの凄惨な暴力に遭って棄教強要され、全国弁連所属弁護士らの指南を受けて、意味もわからず虚偽の陳述書や改竄したノート、通帳等の証拠を作出させられ、本人尋問では矛盾供述を

繰り返して困り果てていた。このように夫の支配下にあり、雁字搦めにされて身動きができない山田の心身を想い、また、同人が実際に相当額の献金をしたのは事実であることから、被告側（抗告人ら）は裁判所の和解勧試に応じることにしたのである。

同事件は、控訴審において改めて裁判所からの和解勧試があり、解決金2340万円での和解に至った。この和解に至った理由も、1つは裁判所の和解勧試があったことである。控訴審において和解勧試で一定の基準とされた献金は、コンプライアンス宣言以降の献金ではなく、山田が入信初期の2004年ないし2005年に行った合計2100万円の献金に関するものであった。被告側（抗告人ら）は、上記諸事情を考慮し、山田が最初に行った献金2100万円を基準に上記和解金を支払うことを決定したのである。

以上、抗告人は、一審で全面勝訴し、控訴審でも不法行為事実を争っており、同事件の和解金は、あくまでも受領した献金の一部を返金する趣旨のものである。抗告人の勝訴判決と和解調書の存在をもって不法行為を推測される筋合いなどない。

(7) 結論

以上より、山田について、原決定が述べるような本件問題状況は存在せず、不法行為は成立しない。

2 甲F97号証「伊藤健太」について

(1) 前提状況

抗告人の元法人職員で教会責任者を務めていた伊藤健太による民事訴訟（「伊藤事件」）は、訴訟上の和解によって終了している（甲F97号証）。この和解は、本人・証人尋問の後、裁判官から和解勧試が行われたことを受けて成立したものである。

ア 請求及び和解の内訳

「訴状」の請求の内訳は、①財産上の損害2886万6000円、②慰謝料288万円、③弁護士費用317万円の、合計3491万6000円であった（このうち、コンプライアンス宣言以降の献金は、2010年の祝福献金50万円のみで、全体の1.4%の金額）。もっとも、伊藤は職員であったのでほとんど献金をしていなかったのが事実であり、2017年の訴え提起から1年間に及ぶ主張立証の後、伊藤の代理人は、「献金について存在自体を立証することができない」として「訴えの減縮申立書」を提出、請求額を1376万円に減縮した。注目すべきはその内訳で、半額以上が慰謝料となっており、コンプライアンス宣言後の損害とされるのは慰謝料16万円のみで、同宣言後に行ったとする献金の主張はなかった。

したがって、原決定が伊藤事件を「訴訟上の和解（コンプライアンス宣言後関連）」に挙げたのは完全な誤りであり、同事件の訴訟上の和解を根拠に抗告人の不法行為を推測したことは、全くもって不当である。これは証拠をきちんと読んでいれば直ぐに分かったはずである。伊藤事件は、原決定が証拠をまともに精査していない実にいい加減なものであることを象徴的に表わす好例である。

伊藤事件の和解における解決金の金額は80万円であり、これは訴状の請求額3491万6000円に対して僅か2.29%の金額となっている。この和解の経緯は以下の通りである。

伊藤は、献金事実を立証できないとして訴えの減縮を行った後に行われた同人に対する本人尋問の結果、全国弁連所属の代理人弁護士が作成した訴状や陳述書における主張・供述が虚偽であることが判明した。尋問後、裁判所によって和解勧誘がなされ、伊藤の代理人である弁護士らと裁判所が話し合った結果、裁判所から被控訴人（抗告人）側に対して、「解決金100万円で和解というのはどう

か」との提案がなされた。被控訴人（抗告人）側代理人は、全国弁連所属弁護士らによる悪質な虚偽主張を法廷で完全に暴いていたことから、「100万円も支払うことは難しい」と裁判所に伝えたが、裁判所からの説得もあり、最終的には解決金80万円での和解に至った。伊藤の代理人がこのような僅少の解決金での和解に応じたのは、判決に至った場合、確実に敗訴することを考慮した結果であると思われる（おそらく裁判所からは判決見通しに関する心証を開示されていたはずである）。

このように、伊藤事件では、被告（抗告人）側は一貫して不法行為の成立を争い、裁判所の和解勧誘を契機として、早期解決のために和解に応じたものであるに過ぎず、抗告人が伊藤事件に係る反証証拠を本件解散命令裁判に大量に提出していた状況にあつて、伊藤事件につきおよそ不法行為成立が推測できるはずもない。

イ 伊藤事件の特徴

上記の通り、僅少の解決金で和解に至った理由として特筆すべき事情は、伊藤の代理人を務めていた全国弁連所属弁護士らが行った主張が虚偽であることを完全に証明することができた点である。

伊藤は、その訴状で、「統一協会の信者らが原告に対し行った上記の各資産篡奪行為は、当初から原告の資産を収奪することを目的としてなされ、正体を隠して誘い込んだ上で勧誘し、その後も先祖因縁の恐怖等を殊更に煽って金銭の抛出を要求するという態様で行われ、結果として、2886万6000円にものぼる経済的損害を与えた」と主張していた。

ところが、伊藤は、反対尋問において、自身が行った伝道活動については、「本当に心を込めて彼らを愛し、彼らの永遠の命の救いを思って伝道し」、「この彼らに対する思い、動機、当時これは偽

りないわけですか」との抗告人側代理人の問いかけに対して、素直に「はい。」と答えた。また、伊藤が伝道対象者佐藤に宛てた手紙を示され、「本当に神様とメシアと出会ってよかったなと思っているので、佐藤さんにも更にこの内容を追求することをお勧めしますよ。」とあるが、「あなたの当時の素直な本音を書いていますね」と問われると、伊藤は「はい。」と答えている（原告本人尋問調書36頁）。さらには、「伝道するときの、こういう気持ち、動機は、誰もあなたに限らず、信者さんたち、同じですよ」と尋ねられると、伊藤は「そうですね。」と答え、「あなたは、霊の子（伝道した相手）や、あるいは目の前にいる受講生をだまして、不幸にしてやろうというそんなふうな思いでやっていましたか」との問いには、「思ってませんでした。」と答えている（同調書37頁）。さらに、続けて、「誰1人として、あなたを不幸にしようと思って伝道した人はいないですよ。」との問いにも、伊藤は「そうですね。」と答えている。

要するに、伊藤は、自身の体験に基づき、抗告人の信者が伝道対象者の幸福を心から願って布教活動を行っており、そこに偽りも悪意もないということを供述したのであるが、これらの供述は、「統一協会の信者らが原告に対し行った上記の各資産篡奪行為は、当初から原告の資産を収奪することを目的としてなされ、正体を隠して誘い込んだ上で勧誘し、その後も先祖因縁の恐怖等を殊更に煽って金銭の拠出を要求」などとする訴状の主張と真っ向から矛盾するものであった。このように、訴状の上記記載内容は、伊藤の代理人を務めた全国弁連所属弁護士らが意図的に作出した虚偽であることが明らかになったのである。

実際、抗告人の信者・職員であった当時、伊藤は非常に熱心な信

仰生活を営んでおり、周囲に対してはリーダー的存在で、信者仲間と交流を深める各種イベントを率先して積極的に主催し、一般的に考えてハードルの高い国際祝福結婚を自分から希望して国際結婚をした者であった。

(2) 本件問題状況の①が存在しないこと

上記の通り、伊藤及び同代理人弁護士が行った抗告人による不法行為の主張が虚偽であったことは明らかであり、事実、伊藤に本件問題状況の①でいう「困難な事情」など存在しない。

したがって、本件問題状況の①の事実は存在しない。

(3) 本件問題状況の②が存在しないこと

本件問題状況の②とは、本件問題状況①を前提とするものであるが、伊藤に本件問題状況①などなく、同人自身はほとんど献金をしていない職員・教会責任者であった者であるから、本件問題状況の②の事実など存在しない。

(4) 本件問題状況の③が存在しないこと

職員であった伊藤はほとんど献金をしておらず、訴状の記載上も伊藤が「本人や近親者等の生活の維持に重大な支障が生ずる献金」を行ったとする主張はなく、実際、同人についてそのような事情はない。

したがって、伊藤について、本件問題状況③は存在しない。

(5) 結論

以上より、伊藤について、原決定が言うような本件問題状況は存在せず、不法行為は成立しない。

3 甲F95号証「高橋優子」について

(1) 前提状況

ア 証拠の精査を欠いた原決定の不当な推測

「訴状」(甲F95号証)を見れば明らかな通り、原告人の元信者である高橋優子の法定代理人である成年後見人が提起した民事訴訟(以下「高橋事件」)は、「不当利得返還請求事件」であって、不法行為に基づく損害賠償請求事件ではない。

しかるに、原決定は、高橋事件では不法行為の主張がないにもかかわらず、和解を根拠に原告人の不法行為を推測・認定しており、杜撰極まりない。これは訴状を読めば直ぐに分かることである。同事件は、上記2の伊藤事件と並んで、原決定が証拠をまともに読みもしないで下した実にいい加減なものであることを象徴的に表わす好例である。

イ 請求及び和解経緯

高橋が原告人に対して行った請求は、2014年に行った合計1873万円の出捐について、意思能力欠缺を主張する不当利得返還請求であった。高橋事件は、原告人と高橋との間で解決金1200万円で訴訟上の和解に至っているが(甲F95「和解調書」)、この和解の経緯は以下の通りである。

高橋の代理人から訴外で話し合いの打診がされ、両当事者の代理人間で何度か和解の交渉が行われた。同事件では矛盾する2つの診断書が提出され、高橋の代理人は、千葉県精神科医療センター精神科所属の医師田中聡志による2015年4月20日付け鑑定書を提出し、高橋が「認知症」とされているとして、同人には2014年から意思能力がなかったと主張した。一方、高橋は、2015年1月27日に「きみつ診療クリニック」小林医師から「正常 認知症ではない」旨診断されていた。前者の田中医師による診断は、市職員により高橋の意思に基づかずに施設に入所させられて隔離された状態で行われたものであり、手続に重大な問題があった。高橋

の代理人が行う判断能力の主張には相当な疑義があったが、本人が高齢であり、現状成年後見に付されているという事実を鑑み、同人の今後のためにも一定の解決をするという方向性で両代理人の話し合いが進んだ。その後、裁判所で和解期日が設けられ、双方譲歩の上で上記解決金での和解に至った。この解決金は、受領済みの献金を一部返金したという性格のものである。

以上の通り、そもそも高橋は被告（抗告人）側の不法行為を主張しておらず、当然、和解に至ったのも不法行為の存在を前提とするものではない。

(2) 本件問題状況の①が存在しないこと

高橋が2014年当時84歳で高齢であったことは事実であるが、そもそも同人は被告（抗告人）の不法行為を一切主張していないのであるから、本件問題状況の①の前提を欠く。

(3) 本件問題状況の②が存在しないこと

高橋は、自身の信仰に基づき、その都度価値を見い出して、各献金を行ってきたのであるが、不法行為があったとする主張などないのであるから、高橋の献金につき本件問題状況の②の事実などない。

(4) 本件問題状況の③が存在しないこと

本件問題状況の③は、同②の結果行われたものであることになるはずであるが、上記の通り高橋について本件問題状況の①及び同②は存在しない。訴状を見ても高橋が「本人や近親者等の生活の維持に重大な支障が生ずる献金」を行ったとの趣旨の主張はなく、事実、同人についてそのような事情はない。

したがって、本件問題状況③は存在しない。

(5) 結論

以上より、高橋については、原決定がというような本件問題状況は存

在せず、不法行為など成立するはずもない。

第2 裁判外の示談から推測による不法行為を認定した原決定の判断に関する各論的検証（一部抜粋要約）

1 甲G430号証・甲H100号証「相沢京子」について

(1) 本件問題状況の①が存在しないこと

相沢は、陳述書（甲H100号証）において、「長男と長女が結婚していないことが悩み事でした」と述べ、入信前に子供二人が結婚していないという悩みを持っていたと述べている。

しかし、このような類の悩みは、原決定が述べる「複雑な家庭環境、不幸な出来事、高齢等による判断能力の制約等があるなどの困難な事情を抱える者」には当たらない。子供が結婚しないなどいうことは、非婚化・晩婚化が進んだ現代ではありふれたことであり、これをもって「複雑な家庭環境」と言えないことはもちろん、特段「不幸な出来事」という程のことでもない。

相沢が入信していた平成26年3月～令和4年10月の期間、同氏の年齢は66～74歳であるところ、一般的に、判断能力が低下する年齢でもなく、本件において、そのことをうかがわせる事情もない。

したがって、相沢には、本件問題状況の①の事実は存在しない。

(2) 本件問題状況の②が存在しないこと

ア 相沢は、平成26年3月、井上から勧誘され、コフレ文化センターに行き、そこで「文鮮明師の解かれた統一教会の教義である統一原理を学ぶ」と記載された受講申込書を見せられてコフレに入会することを決め、受講を始めた。受講の内容は、主に抗告人の教義である統一原理の内容である。その後、同年8月までの間、相沢は、ビデオ受講や宇佐美らから、統一原理や祝福についての講義を受けた。このとき受けた講義の内容は、相沢自身の「ノート」に記録さ

れている。これを見れば、相沢が統一原理の内容を如何に真剣にかつ積極的に学んでいたかが良く分かるが、何よりも、ここに書かれた内容は、抗告人の教義である統一原理の内容や祝福に関する内容、そして、教祖・文鮮明師の生涯に関する内容である。本件問題状況の②で言うところの「種々の深刻な問題の原因の多くは怨恨を持つ霊の因縁等によるものである」とか「このような問題を解消するためには献金等が必要である」などの内容は、どこにも書かれていない。

そして、相沢は、平成26年7月、このような統一教会の教義である統一原理の内容に共鳴し、特に祝福に希望を感じ、同教会の信仰を持つことを選択し、統一教会に入会したのである（「入会願書」）。

イ その後、相沢は、将来、夫と祝福を受けることを願い、祝福感謝献金として140万円を献金した（「奉献書」）。

しかし、この140万円について、全国弁連所属弁護士らが相沢の代理人として送付した献金返還請求の通知書には、コフレの入会金として、平成26年5月16日、江川や宇佐美から、娘や息子がいつまでも独身でいることの悩みを解決するためと説得されて支払わされたと記載されており、また、相沢陳述書にも、宇佐美らから「父は地獄にいる」などと言われて不安を煽られ、「父や先祖を救わないと家庭が不幸になる」「子供たちも結婚できないのではないか」という気持ちになり、さらに、宇佐美らから「明日にはもっと悪霊が入り込む」などと言われて、140万円の支払いを求め続けられた結果、平成26年5月16日、統一教会への入会金として140万円を江川に渡したと記載され、その証拠として、「家計簿」の記載（平成26年5月16日の「残高」欄に「140万入会」と記載）があると指摘している。

しかし、上記内容がすべて虚偽・捏造されたものであることが、証拠により明らかになっている。

相沢は、平成26年7月15日に統一教会に入会する旨の「入会願書」を直筆で記入して提出し、同時に「奉献書」に、直筆で、氏名、年月日、金額を記入し、140万円の献金を捧げる旨の記載している。これらの証拠から、相沢が140万円を献金したのは、統一教会に入会した平成26年7月15日のことであり、献金の趣旨が、コフレで学んだ統一原理や祝福の内容に希望を感じ、夫と祝福を受けたいという気持ちから、祝福感謝献金として140万円を献金したものであることは明らかである。これは、その後、相沢が、平成29年5月、夫をコフレに2度も連れてきて、宇佐美から夫に対し祝福の内容を説明してもらい、夫の承諾を得て、「既成祝福申請書」を提出した上、富山家庭教会で行われた祝福式に夫とともに参加した事実(写真、祝福式のパンフレット)からも明らかである。

以上の事実は、相沢が抗告人に入信した理由ないし動機にかかわる重要な事実であり、年月の経過により記憶が大きく変容するとは考えられない。

にもかかわらず、全国弁連の弁護士が作成した通知書及び文科省作成の相沢陳述書には、あたかも、抗告人に入会するより前から、コフレのスタッフより先祖の因縁に関連付けて献金を迫られ、相沢の悩みである子供たちが結婚できないという悩みを解消するために多額の献金を迫られて断り切れずに平成26年5月16日(上記「入会願書」作成・提出がされた平成26年7月15日の2ヶ月前)に「入会金」を献金したとする内容が、当時の記憶であるかの如く具体的に書かれている。かかる客観的事実と矛盾する内容を相沢が自分で思い付いたとはおよそ考え難く、弁護士及び文科省職員が相

沢の記憶と異なる虚偽のストーリーを捏造して陳述書に記載したことは明らかである。

したがって、相沢が提出してきた「家計簿」の記載（平成26年5月16日の「残高」欄に記載された「140万入会」）については、相沢が、脱会后、全国弁連の弁護士又は文科省職員から言われて、上記虚偽のストーリーと辻褃を合わせる証拠として、後日、後付けで記入した捏造であることに疑いの余地はない。実際、同「家計簿」を見れば、相沢は、他のコフレや統一教会への献金支出を記入する際、「交際」や「その他」の欄に記入し、「残高」の欄には記入していないにもかかわらず、この140万円だけが何故か「残高」の欄に記載されており、不自然である。また、平成26年5月16日の「その他」の欄に「コフレ」と記載しながら、別途、「残高」の欄に「140万入会」と記載するのも不自然である。事實は、元々、「その他」の欄に「コフレ」と記載されていたため、当該欄に「140万入会」を追記するスペースがなく、やむなく「残高」欄に追加記入したことが推察される。しかも、同記入箇所をよく見ると、元あった記載が消されて上書きされた跡（消し残し）が透けて見え、「偽造」が強く疑われる。文科省職員が証拠偽造にまで手を染めていたと推察され、悪質である。

ウ 相沢は、統一教会の信仰を持つようになって以降、それまでの悩みであった長男の結婚問題が解決し、長男が結婚しただけでなく、孫まで誕生し、孫が成長する姿を見る相沢は、とても幸せな様子だった。このような幸せを実感し、相沢はますます信仰を強くし、喜んで教会に通い、積極的に教義を学んで実践し、信仰心をもって献金するようになった。また、長女も、東京から20年ぶりに富山に帰ってお店を開くことになり、相沢は、お店がうまく行くことを願

い、大山の紹介で出会った加藤に運勢をみてもらい、運勢を良くするため、印鑑及び水晶を購入した。実際、その後、娘が出したお店は、原告人の信者仲間が訪れ、商品を購入したりお茶を飲んだり、新しい教会ができたときに引き出物として商品を購入したりして、大変繁盛した。

このように、当初の悩みであった長男と長女の問題が解決される証しを経験したことで、相沢の信仰はさらに強まり、何事にも積極的に、教会の活動を行うようになり、令和2年からは、率先して伝道活動を行うようになった。

また、相沢は、先祖解怨について、宇佐美から「人間始祖の墮落から今日までの人間の罪が、地上の人間の精誠条件によって清算され、祝福を受けて絶対善霊となる道が開かれる」という説明を受け、この説明に納得した上で、家庭や氏族全体の幸福を願う気持ちで、積極的に、先祖解怨や祝福の献金をし、また、天運石や善霊堂を授かるために、献金をしたものである。

さらに、相沢は、文鮮明師の語ったみ言葉を書き写す書写の活動も、積極的に行い、相沢宅で、夫も参加して書写会を行ったこともあった。

このように、相沢が行った献金はいずれも、純粋な信仰心によるものであり、物品購入も自らの意思によるものであることは明らかであり、これらの金銭支出の過程において、原告人の信者らが、相沢の悩みにつけ込んで、その悩みの原因が先祖の因縁によるものであり、その悩みを解消するには献金が必要であるなどと言われて献金した事実など、一切ない。

したがって、相沢には、本件問題状況の②の事実は存在しない。

(3) 本件問題状況の③が存在しないこと

相沢の献金は借財等により原資を捻出したわけではなく、本件問題状況の③は存在しない。

(4) 結論

以上のとおり、相沢の案件について、原決定が述べるような本件問題状況及び不法行為は認められない。

なお、相沢事件は、安倍元首相銃撃事件発生後に沸騰した旧統一教会バッシング報道を受けて信仰が揺らぎ、弁護士を立てて通知書を送付してきた典型的な事例であるが、抗告人側（信徒会を含む）においては、「全て統一教会が悪い」という当時の風潮の中で、仕方なく示談（甲G430号証）に応じたものである。同事件は受領した献金を一部返金した典型例である。

2 甲G553号証「菊地恵子」について

(1) 本件問題状況・不法行為の存在の推認は不可能

菊地恵子に関する甲G553号証には、通知書がなく、あるのは「和解合意書」のみである（以下「菊地合意書」という。）。この合意書のみから不法行為を推測することなど不可能である。やはり、この事件もまた、原審が証拠をまともに読んでいなかったことを示す好例である。

(2) 本件問題状況の①について

菊地を伝道した久保直子から確認したところ、菊地が本件問題状況の①のような困難な事情を抱えていたという事実はない。

(3) 本件問題状況の②が存在しないこと

ア 前提となる入信・信仰活動

菊地は、2017年に職場の友人である久保の誘いで「ニューライフビジョン孝誠」に訪れて統一原理の学習を開始している。同所は抗告人公認の伝道所であり、外観には「世界平和統一家庭連合」

と明記された看板もあった。したがって、菊地においては抗告人が運営する施設と認識した上で統一原理を学んでいたものであるが、菊地は、特に「祈願書」や韓国の清平で行われる「先祖解怨式・先祖祝福式」の内容に感銘を受けていた。菊地が行った献金は、2018年の祈願書感謝献金152万円のみである。祈願書（注：願い事を書いて奉獻する札）を書いて祈祷を捧げることは宗教活動そのものであって、何ら恐怖心や不安感が伴うものでなく、むしろ所願成就を願って期待と希望から行うものである。実際、祈願書に関する講義を聞いた菊地は、感想文で「自分の事も祈願させて頂くと思うとありがたいと思いました。ご先祖様への想いを持って行に励みたいという気持ちが強くなりました」と述べていた。

イ 先祖の因縁を謳った献金勧誘等行為など存在しないこと

菊地が行った献金は、祈願書の感謝献金合計152万円であるが、同献金に関し、「菊地合意書」からは、抗告人による献金勧誘行為があったのかさえも読み取れず、ましてや本件問題状況②の存在を推認することなど不可能である。事実は、菊地に対して行われたのは祈願書の意義や価値の教義的説明であって、菊地はこれを学習し、納得した上で価値を感じたため祈願書を書き、感謝献金を神に奉獻したにほかならない。

したがって、本件問題状況の②の事実は一切存在しない。

(4) 本件問題状況の③が存在しないこと

菊地がした献金額は合計152万円であるところ、菊地は、この金員を借り入れにより賄ったことを窺わせるものはなく、「借財等により捻出」した事実はない。また、菊地は、献金等により自身や家族が献金等によって生活に支障を来したということを窺わせるものもなく、「本人や近親者等の生活の維持に重大な支障が生ずる献金等を繰

り返し」行ったとも認められない。

したがって、本件問題状況の③は存在しない。

(5) 結論

以上より、菊地について、原決定が言うような本件問題状況は存在せず、不法行為は成立しない。

3 甲G773号証「須崎章子」について

(1) 本件問題状況の①が存在しないこと

須崎章子代理人の通知書（甲G773号証の1，「須崎通知書」）には、原決定がいう「複雑な家庭環境，不幸な出来事，高齢等による判断能力の制約等があるなどの困難な事情」を須崎が抱えていたという事実が記載されていない。

したがって、須崎は、上記の「困難な事情を抱える者」には当たらず、本件問題状況の①の事実は存在しない。

(2) 本件問題状況の②が存在しないこと

ア 先祖の因縁を謳った献金勧誘等行為など存在しないこと

須崎通知書には、「物品購入，献金」として，年度と金額と項目が羅列されているだけであり，いつ，どこで，誰から，いかなる献金等勧誘行為が行われたか（本件問題状況②のような主張）について具体的な記載が一切ない。抗告人側も，回答書（甲G773号証の2）でその旨を指摘していた。原決定が証拠を読みもしないで，単に献金等があつて示談がされたという事実から不法行為の成立を推測・認定した杜撰さは，ここでも表れている。

イ 須崎の熱心な信仰生活及び自由意思・信仰心に基づく献金等

須崎は、統一教会に入信後、仕出し屋の仕事の合間をみてはビデオ受講に通い、教義である統一原理を一通り学び、その後はより教えを深く学ぶ求道者教会員として熱心に30年を超える信仰生活を送っ

ていた。須崎は、何事にも熱心であり、事業も順調であったところ、世界平和等のための摂理に納得した上で、自身の裁量で主体的に献金を行っていた（甲G 7 7 3号証の3）。ちなみに、コンプライアンス宣言が出されたのは須崎が入会して約20年を経た時点であるが、同人の信仰心はその前後で変わることなく、信仰に基づいて献金を行っていたのである。

また、須崎が公証役場で作成した教会への「申入書」には、「・・・唯働く人生に疑問を持っていた時に『統一原理』に出会い、人生の目的、意義や価値を知り、学びを深め、人類救済のため生涯をかけて歩まれる文鮮明師ご夫妻が真の父母であると確信し、家庭の幸福を願って信仰してきました。」「なお一層信仰を深め家庭連合が本物の宗教だと確信するに至りました。」と須崎の本心が綴られている（甲G 7 7 3号証の3）。このように、須崎は、抗告人への篤い信仰を持ち、その教義に強い確信を持っていたのである。

これらのことから、須崎の献金等は全て信仰心・自由意思に基づく主体的な動機によるものであると認められる。決して、抗告人の信者らから、悩みの原因が先祖の因縁によるものであり、その悩みを解消するには献金が必要であるなどと言われて献金等を行ったのではない。

ウ 小括

以上より、コンプライアンス宣言後の献金につき、本件問題状況の②の事実は一切存在しない。

なお、須崎代理人が通知書で主張・請求しているコンプライアンス宣言以前の献金については、その多くが20年の除斥期間が経過している上、須崎通知書には、いつ、どこで、誰から、いかなる献金等勧誘行為が行われたかなどについて具体的な記載が一切なく、本件問題

状況②の存在は認められない。

(3) 本件問題状況の③が存在しないこと

須崎通知書には、コンプライアンス宣言後に、献金等を「借財等により捻出」したとか、「本人や近親者等の生活の維持に重大な支障が生ずる献金等を繰り返した」などということは記載されておらず、これらのことを窺わせるものはない。

したがって、本件問題状況の③も存在しない。

(4) 家族からの迫害、脱会・献金返還請求に至った経緯

須崎は、抗告人に入会していた当時、信仰に反対する家族の迫害を受けながらも、自らの信仰を守ろうと必死に闘っていた。平成29年8月20日には、長男浩一、次女春子からの暴言・暴力に耐えかねた須崎が自宅から避難し、交流のあった信徒に保護を求めた事件があった。このとき、須崎は、福本修也弁護士（抗告人代理人）を代理人として浩一、春子宛に通知書を発出しているが、同通知書には、「章子氏は、本年（平成29年）8月20日、貴殿らの暴力・暴言に耐えかねて自宅を出ました。急いで家を出て来たために、健康保険証、パスポート、通帳・印鑑・キャッシュカードも持たないで出て来てしまいました。そのため、現在、章子氏は身分を証明するものが何もなく、非常に不自由な生活を強いられています。特に健康保険証がないために病院にも掛かることができないう状態にあり、大変困っております。しかしながら、自宅に戻れば、再び貴殿らから暴力・暴言を受け、甚だしくは拉致監禁されることを怖れて、帰るにも帰れないでいます」と記載されている。この通知書の内容からみても、いかに家族の暴力、暴言、迫害が激しいものであり、須崎が慌てて着の身着のまま逃げ出したかがよく分かる（甲G773号証の3）。

また、須崎は、家族から拉致監禁され、強制棄教させられることを非

常に恐れていた。このことについては、上記通知書でも言及されている上、前述の平成29年作成の須崎から教会への申入書にも、「今後もし私の親族や家庭連合に対する反対活動を行っている牧師等によって私の身体が隔離され、家庭連合関係者との連絡が遮断された場合には、私の意に反する不当な拘束にほかなりません」とある（甲G773の3の4頁）。

その後、抗告人側は須崎と連絡が取れなくなり、須崎が反対牧師に会ったとの情報が入った。結果的に、須崎は、脱会説得を受け（拉致監禁による棄教強要による可能性も十分にある）、抗告人側に脱会届を提出し、親族や反対牧師に棄教を証明する「踏み絵」として、平成31年に須崎通知書をもって献金返還請求をするに至ったのである（同上）。ただし、これが須崎の本心からのものであったかどうかも怪しいと思われる。

このように、須崎が抗告人を脱会し、須崎代理人が献金返還請求を行った理由は、須崎が親族や反対牧師らから強烈な脱会説得を受けたことにあった。これにより、須崎は、上記のとおり完全な自由意思で捧げていた献金等を「被害である」などと虚偽の主張をするに至ったのであり、「被害」が捏造されたのである（もっとも、被害の具体的態様・内容は不明）。

(5) 示談の経緯，不法行為推測の誤り

須崎通知書（甲G773号証の1）に対し、抗告人側は、真摯に実際の献金額等を調査・回答し、須崎の献金は熱心な信仰に基づくものであり、献金の返還義務はない旨回答し、ただ、速やかで円満な解決を願い、確認した受領基礎額の40%の2390万円という大雑把な金額設定により和解提案を行った（甲G773の3等）。その後、示談交渉が続けられ、抗告人側が譲歩案として請求額の3割以下である解決金300

0万円（同じく法的根拠のない金額）を提示した（甲G773号証の4等）。これに対し、須崎代理人は、対案として7000万円を提示したが（甲G773の5等）、抗告人側はそれを拒絶し（甲G773の6～10）、最終的には須崎の代理人が抗告人側の提示した解決金3000万円を受諾して合意書が締結された（甲G773号証の11、12）。この解決金は、献金の一部返金の典型である。

以上の示談の経緯のとおり、そもそも「須崎通知書」には不法行為の具体的態様が記載されておらず、違法性の主張の根拠が不明な事案ではあったが、抗告人側は、一貫して不法行為の成立を否定して争い、あくまで早期解決のために法的根拠のない解決金を支払ったものであるから、通知書と示談から不法行為が推測されるなどという関係にないことは明らかである。

(6) 結論

以上より、須崎について、原決定がいうような本件問題状況は存在せず、不法行為は成立しない。

以上